

様式第1号（第3条の2関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 4 月 21 日

岩手県知事 達増 拓也 様

提出者 〒028-4211

住 所 岩手県岩手郡岩手町大字川口
第1地割90番地

氏 名 盛岡カイハツ生コンクリート株式会社
岩手工場

代表取締役 金子 秀一

電話番号 0195-65-2411

循環型地域社会の形成に関する条例第9条の2第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	盛岡カイハツ生コンクリート株式会社 岩手工場
事業場の所在地	岩手県岩手郡岩手町大字川口第1地割90番地
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

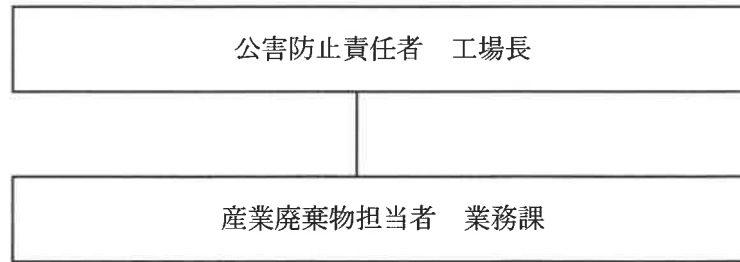
① 事業の種類	窯業・土石製品製造業（レディーミクストコンクリート製造業）
② 事業の規模	製造製品売上額 266,654,325円
③ 従業員数	8名（岩手工場従業員数）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1による

（A4）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（戻りコンクリート）
	排出量	268.31 t	313.00 t
	（これまでに実施した取組） 保管方法の管理の実施 ヤード保管による乾燥保存（屋根なしヤードによる水分量対策への対応、並びに再生路盤材の作成による減量化対策の実施。） 再利用の実施 操業に生じたコンクリートくずを戻りコンクリートを用い硬化・固化させ破砕後、再利用が可能な建材の路盤材として活用。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（戻りコンクリート）
	排出量	300.00 t	200.00 t
	（今後実施する予定の取組） 前年度に続き、汚泥としての戻りコンクリートは再生路盤材の原材料として活用し、最終処分となる廃棄物の発生を抑制する。 また、廃棄物の発生を抑制するために、生コンクリートの受注時に使用数量を再確認し、廃棄物の発生自体を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ○コンクリートくず・・・工場操業により設備の洗浄過程において廃棄される大小粒の骨材を戻りコンクリートを用い、硬化・固化させ破砕することにより再利用が可能な路盤材として活用している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の通り、可能な限り再生路盤材として活用を実施し、処分量の低減を図り、依頼する排出量を500 t未満を目指す。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（戻りコンクリート）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	313.00 t
	（これまでに実施した取組） ○汚泥（戻りコンクリート）・・・使用されなかった生コンクリートは、工場に持ち帰り汚泥（戻りコンクリート）として再生路盤材の原材料として活用し、再利用を図る。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（戻りコンクリート）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	200.00 t
	（今後実施する予定の取組） 現状の通り、現場で使用されなかった汚泥（戻りコンクリート）は再生路盤材の原材料として活用する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（戻りコンクリート）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（戻りコンクリート）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 現場で使用されなかった汚泥（戻りコンクリート）は再生路盤材の原材料として活用する。汚泥（戻りコンクリート）は不燃物であり、熱回収を行うものの発生はない。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（戻りコンクリート）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） 現状の通り、現場で使用されなかった汚泥（戻りコンクリート）は再生路盤材の原材料として活用する。汚泥（戻りコンクリート）は不燃物であり、熱回収を行うものの発生はない。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（戻りコンクリート）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） 現状の通り、現場で使用されなかった汚泥（戻りコンクリート）は再生路盤材の原材料として活用する。汚泥（戻りコンクリート）は不燃物であり、熱回収を行うものの発生はない。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（戻りコンクリート）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（戻りコンクリート）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ○原則として産業廃棄物処理業者へ委託する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（戻りコンクリート）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） ○原則として産業廃棄物処理業者へ委託する。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（戻りコンクリート）
	全処理委託量	268.31 t	0.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	268.31 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ○コンクリートくずの廃棄物は全量、中間処分の許可を得ている産業廃棄物処理業者へ処理委託している。 汚泥（戻りコンクリート）は再生路盤材の原材料として活用し、余剰分はコンクリートくずとして産業廃棄物処理業者へ処理委託している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（戻りコンクリート）
	全 処 理 委 託 量	300.00 t	0.00 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	300.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） ○汚泥（戻りコンクリート）は再生路盤材の原材料として再利用し、最大限再利用を図る。再生路盤材の作製に際し、賄いきれないコンクリートクズのみを再利用業者へ処理委託を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 この様式は、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業所ごとに1枚作成し、循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第3条の2の基準に従って作成した産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画に添えて提出すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。